

第 5 章 計画の推進

この計画を自主的かつ積極的な取組みにより具体化するためには、市民・事業者・市から構成される推進体制を確立するとともに、この計画の進行管理と必要に応じた見直しが必要です。

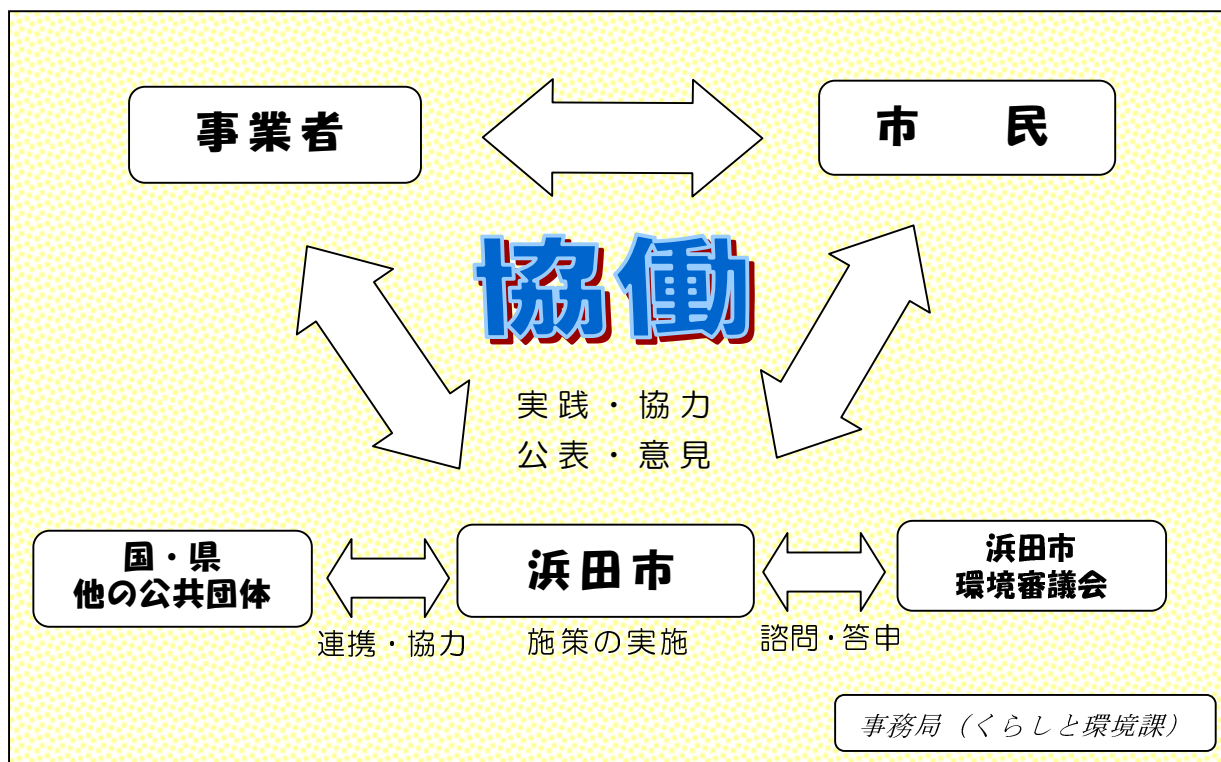
このため、市民運動の促進や学習と教育の充実、助成などの支援、環境情報の提供により、効果的に計画を推進していくことが求められます。



1 推進体制

この計画に掲げるテーマ「地域特性と自然環境を活かした潤いのあるまち」の実現に向けては、各項目ごとの具体的な施策の推進と、市民・事業者・市の自主的かつ積極的な取り組みによる、計画策定後の実効性が重要です。

このため、計画策定後は、次のような推進体制により、進行管理と目標達成状況の検証・評価、必要に応じた計画の見直しを行っていきます。



(1) 市民・事業者・関係機関

① 市民・事業者

- ・ この計画に掲げた項目ごとの施策の推進に参加・協力します。
- ・ 環境に配慮した行動の実践に努めます。

② 浜田市環境審議会

- ・ 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について、調査・審議します。
- ・ 環境基本計画の進捗状況その他必要な事項について審議し、市長に意見を述べます。

③ 国・島根県・他の地方公共団体

- ・ 環境に関する法令や指針などの情報提供や指導・助言を受けます。
- ・ 広域的取組みを要する施策の推進にあたっての協力を要請します。

(2) 庁内組織

① 環境審議会 幹事会

- ・ 環境審議会の所掌事務について委員を補佐します。

② 各部・課

- ・ この計画に掲げる各施策の実施及び実施状況の点検・報告をします。

(3) 事務局

① くらしと環境課

- ・ この計画に掲げる各施策の実施状況を取りまとめ、評価・公表します。
- ・ 国や島根県など関係機関や庁内関係部署との連絡調整、情報の収集・提供を行います。

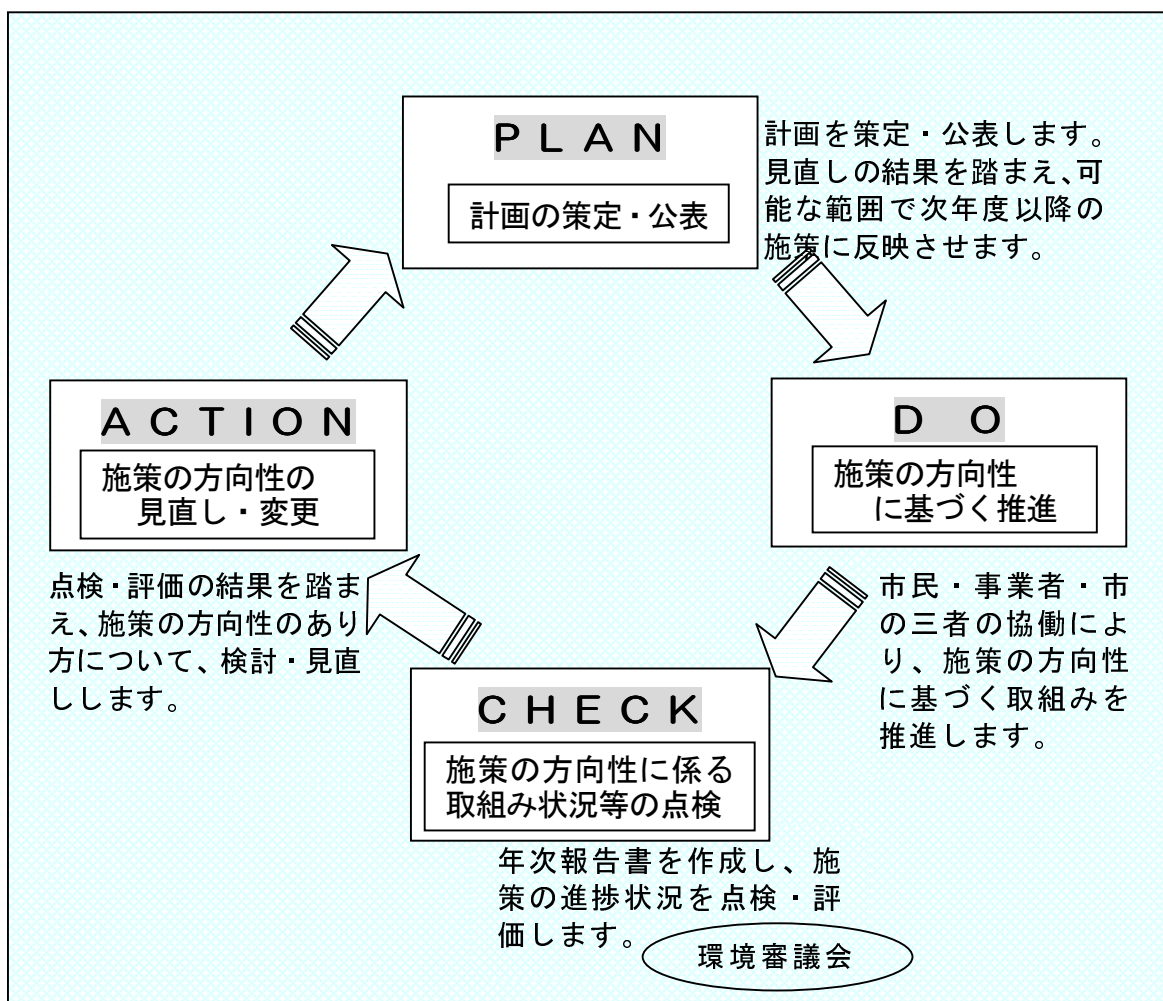
2 進行管理と見直し

この計画に基づく取組み状況を把握するためには、各項目における施策の方向性に係る取組み状況を定期的に把握する必要があります。

その取組み状況によっては、今後の施策の方向性の修正・変更が必要になってきます。

このため、次のような「P・D・C・Aサイクル」の考え方を取り入れた、各項目における施策の方向性の進行管理を行います。

なお、各項目の内、数値目標の設定のある項目については、目標に対する達成度を把握・点検し、進行管理に活用するものとします。



3 推進の方策

この計画に掲げる施策の方向性に向けた取組みを効果的に推進するには、市民をはじめ、事業者・市といった各主体がそれぞれの立場において、自主的かつ積極的な取組みを行うとともに、相互に協力・連携しながら、地域における取組みを実施することが不可欠です。

このため、次の方策に基づいた施策を展開します。



3-1 市民運動

現状と課題

市民一人ひとりが、環境の保全に関する意識を高め、自らの生活行動を地域の環境に配慮したものとするよう努めるとともに、市が実施する施策への協力が不可欠です。

滞在者においても、同様に市が実施する施策への協力が不可欠です。

また、事業者は、その事業活動を地域の環境と調和したものとするために必要な措置を講ずるよう努めることが重要です。

本市では、すでに様々な分野で環境活動に取り組まれている市民団体が数多くあります。今後、さらに活動が活発化されるような支援策が求められます。

【施策の方向性】

- (1) 市民運動を活発化するよう、各種情報提供に努めます。
- (2) 市民の自主的な環境保全に関する活動を支援します。
- (3) 市民活動グループや島根県立大学の環境サークルなどとの連携を図るとともに、活動を支援します。



3-2 学習と教育

現状と課題

(1) 地域学習

昨今、地球温暖化対策を始めとするさまざまな環境問題は、大きな社会問題となり、個人や家庭など個々によるエコ活動の取組みが始まっています。

また、公民館や市民組織においても、重要な活動の一つとなっています。

このような環境問題に対する活動が、より一層定着し、大きな活動となるためには、市民一人ひとりの意識啓発が重要になります。

また、子どもたちによる実践活動と連携した地域の取組みがより効果的であると考えられます。

今後、公民館活動や市民組織での活動など様々な機会を捉えて、環境保全の重要性や必要性をPRし、持続的な取組みを促進します。

(2) 学校教育

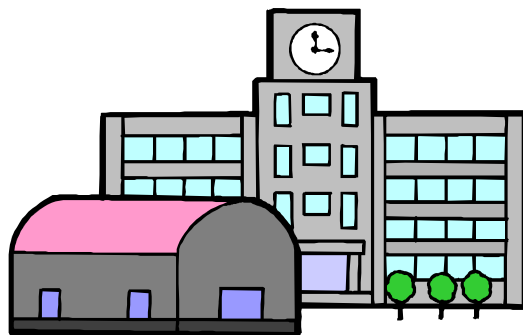
本市では、総合的な学習の時間などを活用して、地球規模での環境問題をテーマとした学習に積極的に取り組む学校や、ふるさとを考える学習を通して、浜田の海や地域の川について研究を行う学校など、各校とも積極的に環境教育に取り組んでいます。

学校における環境教育は、一部の教科のみで行われるのではなく、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間相互の関連を図り、学校の教育活動全体を通して総合的に行われるものです。

校内での取組みを進めるとともに、地域や家庭との連携を大切にしながら、環境教育の推進を図ることが重要です。

【施策の方向性】

- (1) 学校においては、社会科・理科・家庭科・総合的な学習の時間などで、地球環境問題を始めとするさまざまな環境学習に取り組み、児童・生徒の意識を高めます。
- (2) 「こどもエコクラブ」への参加を促進します。
- (3) 児童会・生徒会などの自発的活動を促進します。
- (4) 幼稚園や保育所に対し、カルタなどの環境教材を提供します。
- (5) 地域の自治会活動や公民館活動における環境学習への住民参加を促進します。
- (6) 子どもたちによるもったいない運動などの実践活動と連携した地域の環境保全活動を推進します。
- (7) 環境清掃指導員による、地域の環境保全活動を推進するとともに、率先的な環境リーダーとして地域内での指導をより強力に行っていただくため、指導員研修会の充実を図ります。



3-3 助成と支援

現状と課題

市民・事業者が積極的に環境への配慮行動に参加し、市と協働し環境施策を推進するためには、助成や支援が求められています。

【施策の方向性】

- (1) 国・県や民間の各種助成制度や支援制度を調査研究し、市の施策に積極的に活用するとともに、市民・事業者へ情報提供し、活用を促進します。
- (2) 新エネルギー[※]導入などに対する助成制度の導入を検討します。
- (3) 長年にわたる環境保全に関するボランティア活動などに対して、各種表彰への推薦を行います。



3-4 助言と地域推進

現状と課題

環境基準値や環境に関する規制を遵守し、公害の発生防止・早期解決を図るためには、市の適切な助言体制と市民による推進体制を整えることが必要です。

また、地域における具体的な施策の実施にあたって、市との連携を強化するために、環境清掃指導員の全地域配置が望まれます。

【施策の方向性】

- (1) 国や県と連携を密にし、環境基準の遵守や環境に関する規制の徹底を図り公害の発生を防止します。
- (2) 公害の早期解決を図るため、法令に関する知識と環境の専門知識に精通した人材を育成・配置するとともに、市が即時に適切な助言・指導が行えるよう環境パトロールの機能を強化します。
- (3) 各地域に環境清掃指導員を委嘱し、地域に根ざした環境配慮活動を展開し、地域の環境保全が保たれるよう地域住民による推進体制を組織します。



3-5 情報の提供

現状と課題

本市をはじめ、国・島根県などの環境に関するさまざまな情報を収集・把握し、市ホームページなどから容易に検索できるような仕組みが必要です。

【施策の方向性】

- (1) 市民運動が活発化するように、各種団体・グループに対し、各種情報提供に努めます。
- (2) 島根県立大学などの学生による環境サークルとの連携を図るとともに、活動を支援します。
- (3) 新エネルギー導入などに対する各種支援制度の情報を提供します。

